

団体積立年金保険「みらい」

(拠出型企業年金保険)

給付金のご請求手続き

～年金コース・一時金受取編～ 等のご案内

「給付金のご請求
手続き等」とは…

在職中に積立てた積立金を、ライフプランに応じ、受取り方法を選択、ご請求いただく
ことです。ご請求には「みらい」給付金請求書のご提出が必要ですので、ご退職
等で「みらい」を脱退した際は、必ずお手続きください。

ご加入ありがとうございました!!

一般型コースに
加入している方は

1～2Pへ

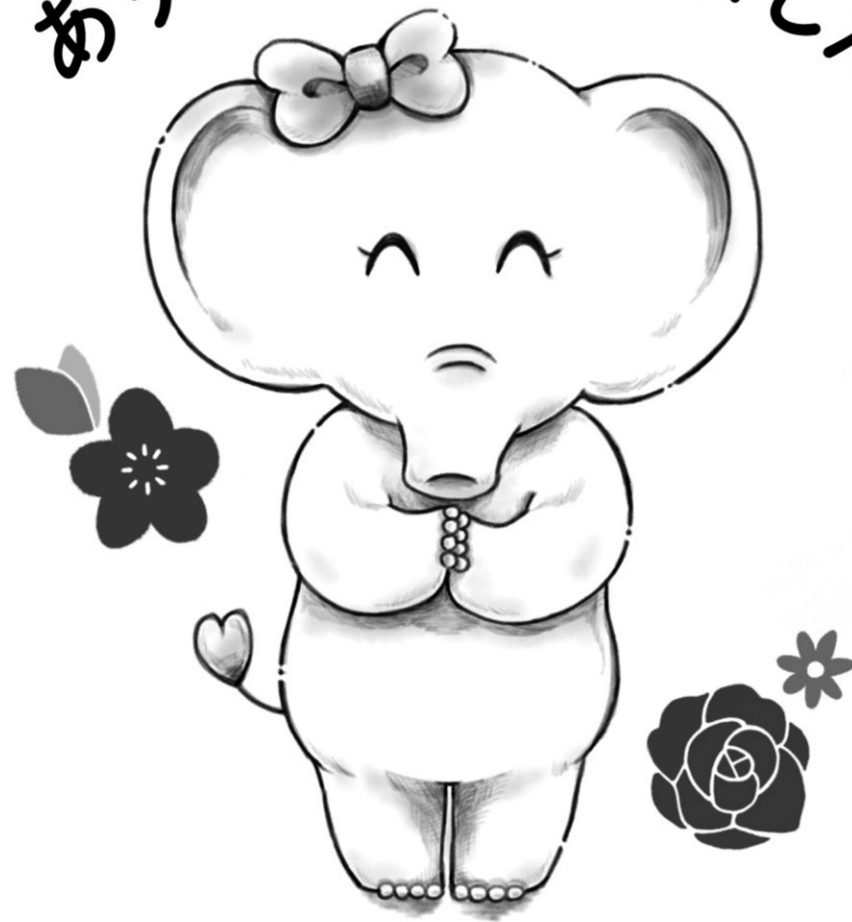
個年型コースに
加入している方は

3～4Pへ

両コースともに
加入している方は、
それぞれにお手続きが
必要となりますので、
両コースともご確認
ください。

1～4Pへ

ご加入
ありがとうございました



日本郵政共済組合イメージキャラクター

ゆうぞう

日本郵政共済組合

【一般型コース加入者の場合】

～脱退予定の方の選択内容～

詳細につきましてはパンフレット「みらい」のご案内を参照ください。
 (パンフレット「みらい」のご案内については日本郵政共済組合ホームページ
<https://www.yuseikyosai.or.jp/>でもご覧いただけます)

満50歳以上かつ、積立期間が2年以上

年金での受取
 次の各コースから選択(組合せ選択可)

年金コース

積立金を年金として受取るコースです
 ※一般型コースは、年金月額1万円未満の場合(5年重点型、夫婦終身年金は年金月額2万円未満)、年金として受取ることができません。

確定年金

2・3・4・5年確定年金
 ※一般型コースのみの選択となります。

2・3・4・5年
 確定年金

年金受取を開始してから、本人の生死に関係なく、所定の期間(2・3・4・5年間)年金が受け取れます。(年金受取期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

10・15・20年
 確定年金

10・15・20年
 確定年金

年金受取を開始してから、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15・20年間)年金が受け取れます。(年金受取期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

5年重点型
 10・15年確定年金

5年重点型
 10・15年
 確定年金

年金受取を開始してから、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。最初の5年間は6年目以降の2倍の年金が受け取れます。(年金受取期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

終身年金

10・15年保証期間付
 終身年金

10・15年
 保証期間付
 終身年金

終身年金は保証期間後に加入者が亡くなった場合、その年齢によっては受取額が年金設定時の積立金額よりも下回る場合がありますのでご留意願います。

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。(保証期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

15年保証期間付
 夫婦終身年金

15年保証期間付
 夫婦終身年金

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、15年間年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人もしくは配偶者が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。なお、本人死亡後の配偶者の年金支給額は、保証期間内であれば本人と同額、保証期間経過後であれば本人の6割が受け取れます。

5年重点型
 10・15年保証期間付
 終身年金

5年重点型
 10・15年保証期間付
 終身年金

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。最初の5年間は6年目以降の2倍の年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。(保証期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

医療保障コース

入院や手術等の保障を準備するためのコースです。別途パンフレットをご覧ください。

今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

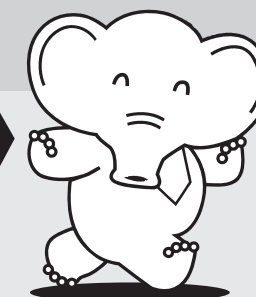
※年金の受給は満50歳以上で積立期間が2年以上の方が対象になります。
 ※一般型コースから年金を選択する場合、月額1万円以上の年金受取設定が必要です。
 (5年重点型夫婦終身年金を選択する場合、年金の支払い開始から5年間の年金月額が2万円未満となる設定はできません。)

一時金での受取

一時金受取

給付金請求書の記入方法については、

- ・一時金受取をご希望の方は6ページをご覧ください。
- ・年金コースをご希望の方は7ページをご覧ください。
- ・医療保障コースをご希望の方は9ページをご覧ください。



満50歳未満又は、積立期間が2年未満

[個年型コース加入者の場合]

～脱退予定の方の選択内容～

詳細につきましてはパンフレット「みらい」のご案内を参照ください。
 (パンフレット「みらい」のご案内については日本郵政共済組合ホームページ
<https://www.yuseikyosai.or.jp/>でもご覧いただけます)

満50歳以上かつ、積立期間が10年以上

年金での受取

年金コースから選択

満60歳以上
 (年金受取開始年齢)

確定年金

10・15・20年
 確定年金

10・15・20年
 確定年金

年金受取を開始してから、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15・20年間)年金が受け取れます。
 (年金受取期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

5年重点型
 10・15年確定年金

5年重点型
 10・15年
 確定年金

年金受取を開始してから、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。最初の5年間は6年目以降の2倍の年金が受け取れます。
 (年金受取期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

終身年金

10・15年保証期間付
 終身年金

10・15年
 保証期間付
 終身年金

終身年金は保証期間後に加入者が亡くなられた場合、その年齢によっては受取額が年金設定時の積立金額よりも下回る場合がありますのでご留意願います。

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。(保証期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

15年保証期間付夫婦終身年金

15年保証期間付
 夫婦終身年金

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、15年間年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人もしくは配偶者が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。
 なお、本人死亡後の配偶者の年金支給額は、保証期間内であれば本人と同額、保証期間経過後であれば本人の6割が受け取れます。(必要書類はP5をご参照ください)

5年重点型
 10・15年保証期間付
 終身年金

5年重点型
 10・15年保証
 期間付終身年金

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。最初の5年間は6年目以降の2倍の年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。(保証期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

満60歳未満
 (年金受取開始年齢)

終身年金

10・15年保証期間付
 終身年金

10・15年
 保証期間付
 終身年金

終身年金は保証期間後に加入者が亡くなられた場合、その年齢によっては受取額が年金設定時の積立金額よりも下回る場合がありますのでご留意願います。

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。(保証期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

15年保証期間付夫婦終身年金

15年保証期間付
 夫婦終身年金

年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、15年間年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人もしくは配偶者が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。
 なお、本人死亡後の配偶者の年金支給額は、保証期間内であれば本人と同額、保証期間経過後であれば本人の6割が受け取れます。(必要書類はP5をご参照ください)

5年重点型
 10・15年保証期間付
 終身年金

5年重点型
 10・15年保証
 期間付終身年金

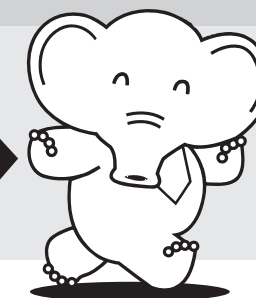
年金受取を開始してから保証期間内は、本人の生死に関係なく、所定の期間(10・15年間)年金が受け取れます。最初の5年間は6年目以降の2倍の年金が受け取れます。保証期間経過後は、本人が生存している限り、終身にわたり年金が受け取れます。(保証期間内に本人が死亡した場合、遺族は、残余保証期間の未払いの年金現価を年金にかえて一時金で受け取るか又は継続して年金を受け取れます。)

※年金の受給は満50歳以上で積立期間が10年以上の方が対象となります。

一時金受取

給付金請求書の記入方法については、

- ・一時金受取をご希望の方は6ページをご覧ください。
- ・年金コースをご希望の方は7ページをご覧ください。



満50歳未満又は、
 積立期間が10年未満

一般型コース加入者の場合

個年型コース加入者の場合

手続方法と注意点

記入例

ご案内

税金関連について

手続方法と注意点

選択コースによって手続きが異なりますので、次の要領で手続きをしてください。

1 必要書類

書類を記入する際は、必ずP6～9の「記入例」をご参照ください。

- 給付金請求書
 - ※「一般型コース」「個年型コース」両コースとも加入している場合は、コース別に提出が必要です。受取の選択内容にかかわらず、必ず提出してください。
 - ※給付金請求書は、ご記入いただき次第ご提出をお願いいたします。
- 15年保証期間付夫婦終身年金をご選択いただく場合は、配偶者の記載のある住民票の写し（原本）または加入者の戸籍謄本（全部事項証明書）をご提出ください。（発行後6ヵ月以内のものが必要です）

2 書類の提出先

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 団体積立年金保険「みらい」担当

3 退職時一時積増

- 入金期限
 - 指定の払込取扱票にて退職月の翌々月10日までに振込みください。（入金処理等にお時間を要する場合があります）
 - （例）3月末退職の場合→5月10日
 - ※入金期限の照会は共済センターまでご連絡ください。 連絡先 0120-97-8484（平日9:00～18:00）
 - ※振込み手数料は本人負担となります。

4 年金支給開始

- 年金支給開始日
 - 請求書に記載されている年金支給開始期日となり、指定された年で3・6・9・12月（※1）の15日（※2）となります。
 - ※1 提出書類の不備等によっては、直近の年金支給開始月に間に合わないことがあります。
 - ※2 年金支給開始日は、金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

5 年金試算関係および終身年金選択時のお問い合わせ先（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 団体積立年金保険「みらい」担当
フリーダイヤル 0120-165-660
（9:00～17:00 土日祝日を除く）



給付金請求書の記入例（一時金での受取）

一般型コースと個年型コースの両方に加入されている方は、請求書がコース別のため、2枚必要となります。

給付金請求書は共済センターへ送付ください

日本郵政共済組合 団体積立年金保険「みらい」（拠出型企業年金保険）給付金請求書（一時金受取用） DB 2049

裏面の記入例をご参照のうえ、ご記入ください
明治安田生命保険相互会社 御中

1 右記をご記入ください。

提出日 令和〇〇年△月×日

会社名 日本郵政株式会社
連絡先 所属所名 〇〇〇〇郵便局
所属所TEL 〇〇(△△)××××

加入者カナ氏名 ユウセイ タロウ
加入者番号(社員番号) 0001234567
生年月日 3昭和5平成 〇〇年△△月××日

団体名 日本郵政共済組合
代表者名 本部長 共済組合記入欄 印

下記の通り請求いたしますので、表記保険契約協定書に基づく給付金をお支払いください。その他記載事項に相違ないことを証明します。

2 請求内容をご記入ください。

払出記入欄
 一般型コース 3 2 1 6 6 0 7 0 1 1 9
 個年型コース 3 2 1 6 6 0 7 0 1 2 0

脱退記入欄
 一般型コース 任意脱退
 個年型コース 退職脱退
 死亡脱退

3 受取人欄をご記入ください。

受取人 1 加入者本人 2 遺族
 住所 さいたま市中央区新都心3-1
 電話番号 090-〇〇〇〇-××××

4 受取口座をご記入ください。

8 ゆうちょ口座
 通帳記号 1××××0
 通帳番号 ××××××1

3 銀行口座
 金融機関名 〇をつけてください
 金融機関コード
 本支店名 〇をつけてください
 本支店コード
 預金種目 1 普通
 口座番号 右づめでご記入ください

生命保険会社使用欄 本人確認書類 1 5 戸籍謄本 1 5 公的証明 1 5 委任状 1 5 (保存年永永久)

一般型コース加入者の場合

個年型コース加入者の場合

手続方法と注意点

記入例

ご案内

税金関連について

給付金請求書の記入例（年金での受取）

一般型コースでは以下の点をご確認ください。

- 1 積立期間が2年以上の満50歳以上の方が年金の受取資格があります。
- 2 受取年金月額が1万円未満の場合（5年重点型、夫婦終身年金は、年金の支払い開始から5年間の年金月額が2万円未満の場合）、年金の選択はできません。
- 3 一時金と年金の併用受取ができます。

個年型コースでは以下の点をご確認ください。

- 1 積立期間が10年以上の満50歳以上の方が年金の受取資格があります。
- 2 確定年金の場合、年金受取開始は満60歳以上です。（満50歳以上満60歳未満の方は満60歳までの期間を据置していただくことで選択できます）
- 3 確定年金の受取期間は10年・15年・20年のいずれかとなります。（2～5年は一般型のみです）

一般型コースと個年型コースの両方に加入されている方は、請求書がコース別のため、2枚必要となります。

給付金請求書は共済センターへ送付ください

日本郵政共済組合 団体積立年金保険「みらい」(拠出型企業年金保険) 給付金請求書(年金・コース選択用)

裏面の記入例をご参照のうえ、ご記入ください
 明治安田生命保険相互会社 御中 DB 2050

1 右記をご記入ください。

提出日 令和〇〇年△月×日

会社名 日本郵政株式会社
 所属名 〇〇〇〇郵便局
 所属TEL 〇〇(△△)××××

加入者カナ氏名 ユウセイ タロウ
 (訂正がある場合は旧姓名をご記入ください)

加入者番号(社員番号) 0001234567
 生年月日 3 昭和 5 平成 〇〇年△△月××日

団体名 日本郵政共済組合
 代表者名 本部長 **共済組合記入欄**

下記通り請求いたしますので、表記保険契約協定書に基づく給付金をお支払いください。
 その他記載事項に相違ないことを証明します。

(ご留意いただく事項)
 ◎脱退、払込満了に伴う一時金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、お支払いの手続きをいたします。
 ◎脱退、払込満了に伴う年金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、契約協定書で定められた年金受給権取得日の直後に到来する支払日よりお支払いいたします。なお、当社での年金のお支払手続日の関係上、年金受給権取得日の直後に到来する支払日ではなく、次回支払日が初回のお支払いとなる場合もございます。
 ◎一時金・年金等につきましては、ご契約者（団体）様と当社との協議にもとづき、お支払いする場合もございます。

2 希望するコースをVしてしてください。(意向把握欄)

一般型コース 32166070119 個年型コース 32166070120

全額年金で受け取ります
 一部を年金に(一般型のみ) 円充当し残りを一時金で受け取ります。

確定年金コース
 2 3 4 5 10 15 20 年確定年金
 5年重点型 10 15 年確定年金

年金受取開始日 即時 据置 令和 年 3 6 9 12月

終身年金コース
 10 15 年保証期間付終身年金
 5年重点型 10 15 年保証期間付終身年金
 15年保証期間付終身年金 (配偶者特別付)

年金受取開始日 即時 据置 令和 年 3 6 9 12月

※年金開始後の受取内容の変更はできませんのでご注意ください。 ※保証期間付終身年金については、裏面2「保証期間付終身年金」についてをご確認のうえご請求ください。

一般型コース 32166070119 (注4) 医療保障コースを選択の方は別途申込書の提出が必要です。 ※無配当医療保障の取扱は明治安田生命保険相互会社となります。 (注5) 年金受取を希望される場合は、上記年金コースをご記入ください。

医療保障コース (注4) 医療保障(無配当医療保障)コースの保険料に 円充当し残りは 一時金 年金 で受け取ります。

3 受取人欄をご記入ください。

受取人内容 (いずれか1つにVしてください)
 1 加入者本人 2 遺族 (受取人が未成年の時は親権者(後見人)を立ててご請求ください)

受取人 (カタカナ記入)
 市区町村 フリガナ サイタマケン サイタマシ チュウオウクシントシ
 〒3309797 埼玉 さいたま 中央区新都心
 丁目建物番地 3-1
 カナ数字 3-1
 電話番号 携帯または自宅(左詰めでハイフンも含めてご記入ください) 090-〇〇〇〇-××××

署名 フリガナ ユウセイ タロウ
 漢字 郵政 太郎 受取人が遺族の時 続柄 ()

※満点も1マシも使用し、ご記入ください。
 ※送金機付総合口座かつ通常貯金口座をご指定ください。 ※末尾が「1」の通帳番号を右づめてご記入ください。

受取口座
 ゆうちょ口座 通帳記号 1××××0 通帳番号 ×××××××× 上記受取人と同じ
 金融機関コード 支店コード 預金種類 普通
 銀行口座 フリガナ 本店 支店 出張所 上記受取人と同じ
 口座名義 〇〇〇〇〇〇

生命保険会社利用 送付書類 本人確認書 1 5 戸籍謄本 1 5 公的証明 1 5 委任状 1 5 (保存年数永) MY-BH-21-他-000176

払込取扱票の記入例（退職時一時積増）

1 退職時の一時積増は、年金受給を希望された方が対象となります。

- 2 退職時の一時積増をご希望の方は、「給付金請求書(年金・コース選択用)」の中段右端の「退職時一時積増」欄に金額と払込予定日をご記入のうえ、同封の払込取扱票で共済組合本部口座にご送金ください。
- 3 確定年金を選択される場合は、退職時一時積増の金額は払込満了までに積立てた金額(1万円単位)と同額以下となります。退職時一時積増掛金から生命保険会社事務費を控除した後の金額が積立金額に充当されます。
- 4 退職時一時積増の限度額(積立金額)については「みんなのMYポータル」にてご確認ください。

払込取扱票

00 東京 口座記号番号 001809 金額 2000000 千 百 十 万 千 百 十 円

日本郵政共済組合本部貯金経理 料 備 考

社員番号 01234567 備考

会社・所属名

払込金額の明細
 月払掛金 円(ヶ月分)
 半年払掛金 円(回分)
 一時払掛金(一般型コース) 円
 一時払掛金(個年型コース) 2,000,000円
 医療保険 円
 その他 円 (日本郵政共済組合専用)

加入者名 日本郵政共済組合本部貯金経理
 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 2000000
 払込人住所氏名 おなまえ 東京都千代田区霞が関 1-3-2 郵政 太郎 (日本郵政共済組合専用)
 料 金 (消費税込) 日 附 印
 備考

振替払込請求書兼受領証

この受領証は、大切に保管してください。

※払込取扱票は、通常の払込取扱票を使用されても結構です。

※払込取扱票は、通常の払込取扱票を使用されても結構です。

日本郵政共済組合 団体積立年金保険「みらい」(拠出型企業年金保険) 給付金請求書(年金・コース選択用)

裏面の記入例をご参照のうえ、ご記入ください
 明治安田生命保険相互会社 御中 DB 2050

1 右記をご記入ください。

提出日 令和〇〇年△月×日

会社名 日本郵政株式会社
 所属名 〇〇〇〇郵便局
 所属TEL 〇〇(△△)××××

加入者カナ氏名 ユウセイ タロウ
 (訂正がある場合は旧姓名をご記入ください)

加入者番号(社員番号) 0001234567
 生年月日 3 昭和 5 平成 〇〇年△△月××日

団体名 日本郵政共済組合
 代表者名 本部長 **共済組合記入欄**

下記通り請求いたしますので、表記保険契約協定書に基づく給付金をお支払いください。
 その他記載事項に相違ないことを証明します。

(ご留意いただく事項)
 ◎脱退、払込満了に伴う一時金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、お支払いの手続きをいたします。
 ◎脱退、払込満了に伴う年金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、契約協定書で定められた年金受給権取得日の直後に到来する支払日よりお支払いいたします。なお、当社での年金のお支払手続日の関係上、年金受給権取得日の直後に到来する支払日ではなく、次回支払日が初回のお支払いとなる場合もございます。
 ◎一時金・年金等につきましては、ご契約者（団体）様と当社との協議にもとづき、お支払いする場合もございます。

2 希望するコースをVしてしてください。

一般型コース 32166070119 個年型コース 32166070120

全額年金で受け取ります
 一部を年金に(一般型のみ) 円充当し残りを一時金で受け取ります。

確定年金コース
 2 3 4 5 10 15 20 年確定年金
 5年重点型 10 15 年確定年金

年金受取開始日 即時 据置 令和 年 3 6 9 12月

終身年金コース
 10 15 年保証期間付終身年金
 5年重点型 10 15 年保証期間付終身年金
 15年保証期間付終身年金 (配偶者特別付)

年金受取開始日 即時 据置 令和 年 3 6 9 12月

※年金開始後の受取内容の変更はできませんのでご注意ください。 ※保証期間付終身年金については、裏面2「保証期間付終身年金」についてをご確認のうえご請求ください。

一般型コース 32166070119 (注4) 医療保障コースを選択の方は別途申込書の提出が必要です。 ※無配当医療保障の取扱は明治安田生命保険相互会社となります。 (注5) 年金受取を希望される場合は、上記年金コースをご記入ください。

医療保障コース (注4) 医療保障(無配当医療保障)コースの保険料に 円充当し残りは 一時金 年金 で受け取ります。

3 受取人欄をご記入ください。

受取人内容 (いずれか1つにVしてください)
 1 加入者本人 2 遺族 (受取人が未成年の時は親権者(後見人)を立ててご請求ください)

受取人 (カタカナ記入)
 市区町村 フリガナ サイタマケン サイタマシ チュウオウクシントシ
 〒3309797 埼玉 さいたま 中央区新都心
 丁目建物番地 3-1
 カナ数字 3-1
 電話番号 携帯または自宅(左詰めでハイフンも含めてご記入ください) 090-〇〇〇〇-××××

署名 フリガナ ユウセイ タロウ
 漢字 郵政 太郎 受取人が遺族の時 続柄 ()

※満点も1マシも使用し、ご記入ください。
 ※送金機付総合口座かつ通常貯金口座をご指定ください。 ※末尾が「1」の通帳番号を右づめてご記入ください。

受取口座
 ゆうちょ口座 通帳記号 1××××0 通帳番号 ×××××××× 上記受取人と同じ
 金融機関コード 支店コード 預金種類 普通
 銀行口座 フリガナ 本店 支店 出張所 上記受取人と同じ
 口座名義 〇〇〇〇〇〇

生命保険会社利用 送付書類 本人確認書 1 5 戸籍謄本 1 5 公的証明 1 5 委任状 1 5 (保存年数永) MY-BH-21-他-000176

一般型コース加入者の場合
 個年型コース加入者の場合
 手続方法と注意点
 記入例
 ご案内
 税金関連について

給付金請求書
 に一時積増の
 金額と払込予
 定日をご記入
 ください。

給付金請求書の記入例（医療保障コースを選択）

- 医療保障コースをご希望の方は、「給付金請求書（年金・コース選択用）」にご記入のうえ、ご提出ください。後日、申込書類一式を送付いたします。
- 積立金の一部を医療保障コースに充当し、残りを年金・一時金で受け取ることもできます。
- 詳細は別途パンフレットをご参照いただくか、フリーダイヤル(0120-165-660)へお問い合わせください。

給付金請求書は共済センターへ送付ください

日本郵政共済組合 団体積立年金保険「みらい」(拠出型企業年金保険) 給付金請求書(年金・コース選択用)

裏面の記入例をご参照のうえ、ご記入ください
 明治安田生命保険相互会社 御中 DB 2050

1 右記をご記入ください。

提出日	令和 ○○年 △月 ×日
会社名	日本郵政株式会社
所属所名	○○○○郵便局
所属所TEL	○○(△△)××××
加入者カナ氏名	ユウセイ タロウ
加入者番号(社員番号)	0001234567
生年月日	3昭和 ○○年△△月××日

団体名 日本郵政共済組合

代表者名 本部長 **共済組合記入欄** 印

下記の通り請求いたしますので、表記保険契約協定書に基づく給付金をお支払いください。その他記載事項に相違ないことを証明します。

(ご留意いただく事項)
 ◇脱退、払込満了に伴う一時金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、お支払いの手続きをいたします。
 ◇脱退、払込満了に伴う年金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、契約協定書で定められた年金受給権取得日の直後に到来する支払期日よりお支払いいたします。なお、当社での年金のお支払手続日の関係上、年金受給権取得日の直後に到来する支払期日ではなく、次回支払期日が初回のお支払いとなる場合もございます。
 ◇一時金・年金等につきましては、ご契約者(団体)様と当社との協議にもとづき、お支払いする場合がございます。

2 希望するコースをVしてしてください。(意向把握欄)

<input type="checkbox"/> 一般型コース 32166070119	<input type="checkbox"/> 個年型コース 32166070120
<input type="checkbox"/> 全額年金で受け取ります <input type="checkbox"/> 一部を年金に(一般型のみ) 円充当し残りを一時金で受け取ります。	
確定年金コース A <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 20年確定年金 B 5年重点型 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15年確定年金	保険料払込最終月 月払分 年 月 ポーナス分 年 月 退職時一時積増 万円 払込予定日 月 日 当社書頭受付日
年金受取開始日 <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 据置 令和 年 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 12月 終身年金コース <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15年保証期間付終身年金 <input type="checkbox"/> 5年重点型 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 15年保証期間付終身年金 <input type="checkbox"/> 15年保証期間付終身年金(配偶者特例付)	配偶者住所(夫婦連生年金選択時に配偶者の住所が加入者と異なる場合のみご記入ください) 〒 年 月 日 配偶者氏名(カナ) 生年月日 年 月 日 年金受取開始日 <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 据置 令和 年 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 12月
<input checked="" type="checkbox"/> 一般型コース 32166070119 <input type="checkbox"/> 医療保障コース 医療保障(無配当医療保険)コースの保険料に <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 円充当し残りは <input checked="" type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 年金 で受け取ります。	

※年金開始後の受取内容の変更はできませんのでご注意ください。 ※保証期間付終身年金については、裏面2「保証期間付終身年金」についてをご確認のうえご請求ください。
 (注4)医療保障コースを選択の方は別途申込書の提出が必要です。 (注5)年金受取を希望される場合は、上記年金コースもご記入ください。
 ※無配当医療保障の取扱は明治安田生命保険相互会社となります。

3 受取人欄をご記入ください。

受取人内容(いずれか1つにVをしてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 加入者本人 <input type="checkbox"/> 2 遺族(受取人が未成年の時は親権者(後見人)を立ててご請求ください)	親権者・後見人が請求手続きを行なう場合ご記入ください
住所(カタカナ記入)	フリガナ サイタマケン サイタマシ チュウオウクシントシン	〒 330 9797 埼玉 都 道 さいたま 区 郡 中央区新都心
丁目建物番地	3-1	電話番号 携帯または自宅(左詰めでハイフンも含めてご記入ください) 090-○○○○-××××
署名	フリガナ ユウセイ タロウ	漢字 郵政 太郎

※漏点も1マス使用し、ご記入ください。

4 受取口座を記入ください。

※送金機能付総合口座かつ通常貯金口座をご指定ください。 ※末尾が「1」の通帳番号を右づめでご記入ください。

受取口座	ゆうちょ口座	通帳記号	通帳番号	受取人種別
		1 × × × × 0	× × × × × × × × 1	上記受取人と同じ
銀行口座	金融機関コード	支店コード	預金種類	普通
	フリガナ		本店	上記受取人と同じ
			支店	
			出張所	

生命保険会社使用欄 添付書類 本人確認書類 1 5 戸籍謄本 1 5 公的証明 1 5 委任状 1 5

ご 案 内

1 年金の受給開始時期	
即時受給	積立金の据置期間を設けず、請求手続き後直近の15日(3・6・9・12月)より年金の受け取りが開始されます。
据置(年金受給の繰延)	退職年月より希望する期間(1年単位で10年以内)据え置いて、据置期間終了後に年金受取が開始されます。

2 退職時一時積増	
退職時に「一時払」により掛金を積増して年金の原資又は、医療保障コースに充当することができます。	
ア 申込み方法	「給付金請求書(年金・コース選択用)」内の「退職時一時積増」欄に、退職時一時積増掛金(1万円単位での取扱)の金額等を記載のうえ、当案内に同封されている指定の「払込取扱票」にてお振込ください。
イ 退職時一時積増のご注意点	確定年金を選択される場合、退職時一時積増の金額は払込満了までに積立てた金額(1万円単位)と同額以下となります。(終身年金、医療保障コースを選択する場合はその限りではありません。)

3 取扱内容	
加入に必要な積立金額	一般型コース加入者が年金コースを選択するためには、初年度年金月額が1万円以上となる年金原資(積立金)が必要です。(5年重点型、夫婦終身年金は年金月額2万円以上)
年金の支給	年4回に分けて支給し、支給月は毎年3月・6月・9月・12月です。
加入者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金の場合は、加入者本人の死亡後も残りの期間、加入者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順)が引き続き年金を受け取れます。 保証期間付終身年金の場合は、保証期間経過前に死亡した時は、加入者の遺族が残余保証期間年金を受け取れます。 据置期間中に加入者が死亡した場合は、据置は停止となり、遺族の希望により年金もしくは一時金で受け取れます。
年金証書	<ul style="list-style-type: none"> 事務幹事会社(明治安田生命)から自宅に送付いたします。 即時受給の場合は、年金支給開始月の初旬に送付いたします。 据置受給の場合は、据置期間終了時に送付いたします。
税法上の取扱い	年金は雑所得の課税対象となります。脱退一時金は一時所得の課税対象となります。詳細は13ページをご参照ください。
引受保険会社	事務幹事会社 明治安田生命保険相互会社 第一生命・日本生命・住友生命・富国生命・太陽生命

4 年金の送金方法	
(1)第1回目の年金の送金	年金の支払に必要な書類を提出いただきますと、その直後に到来する年金支払日又は指定の据置期間経過後の年金支払日から、指定の方法にて年金を送金します。年金の支払日、支払期間等につきましては、後送の「年金証書」に記載しております。
(2)送金方法	受取人本人指定口座に送金します。 ※ゆうちょ銀行は、送金機能付総合通帳に限ります。(送金機能付以外の口座の場合は、送金できません。)
(3)年金支払通知	年金支払に際しては、事務幹事会社(明治安田生命)からその都度年金受取人に支払通知書を送付させていただきます。
(4)送付物(事務幹事会社(明治安田生命)から受取人へ送付)	<ul style="list-style-type: none"> ①「積立年金の年金開始のお知らせ」 ②「年金証書」・・・年金の内容を記載 ③「年金のしおり」・・・年金支給開始後の諸手続きについて記載 ※①～③は第1回年金支給月の前月末～当月始頃に送付されます。 ④「年金支払のお知らせ」・・・年金支給の度に送付します。 ⑤「年金支払証明書」・・・毎年確定申告の前(1月20日前後)に送付します。 ⑥「年金受給者現況届」・・・終身年金を選択した場合に送付します。

一般型コース加入者の場合
個年型コース加入者の場合
手続方法と注意点
記入例
ご案内
税金関連について

point 年金受取額を試算する場合、下記の計算式で試算できます。

$$\text{年金受取月額} = \text{年金原資額} (\text{積立金額} + \text{退職時一時積増掛金} - \text{生命保険会社事務費}) \div \alpha$$

※「α」とは、12ページの「年金月額1万円を受け取るために必要な年金原資額」を示します。
 ※生命保険会社事務費についてはフリーダイヤル（0120-165-660）へお問い合わせください。

例1 積立金額500万円を15年確定年金（定額型）で受け取る場合の年金月額はいくらですか？

積立金額 (年金原資額)	÷	α	=	年金受取月額
500万円		166万円		約3万円

例2 10年確定年金（定額型）で月額5万円を受け取るための必要な年金原資額は？

年金受取月額	×	α	=	必要年金原資額
5万円		115万円		約575万円

実際に計算してみよう！

● 積立金額 円を 年確定年金（保証期間付終身年金）で受け取る場合の年金月額はいくらですか？

積立金額 (年金原資額)	÷	α	=	年金受取月額
<input type="text"/> 万円		<input type="text"/> 万円		約 <input type="text"/> 万円

● 年確定年金（保証期間付終身年金）で月額 万円を受け取るための必要な年金原資額は？

年金受取月額	×	α	=	必要年金原資額
<input type="text"/> 万円		<input type="text"/> 万円		約 <input type="text"/> 万円

※年金の受給は満50歳以上の方が対象になります。（個年型コースは満50歳以上で積立期間が10年以上）

※5年重点型を選択する場合、6年目以降の年金受給額は最初の5年間の1/2となります。

※一般型コースから年金を選択する場合、月額1万円以上の年金受取設定が必要となります。

（5年重点型を選択する場合、年金の支払い開始から5年間の年金月額が2万円未満となる設定はできません。）

「一般型コース」加入者が年金コースを選択するために必要な年金原資額 = α

【確定年金】単位：万円

年金種類	必要年金原資	
	定額型	支払額2段階型（5年重点型）
2年確定年金	24	-
3年確定年金	36	-
4年確定年金	48	-
5年確定年金	59	-
10年確定年金	115	173
15年確定年金	166	225
20年確定年金	215	-

【10年保証期間付終身年金】単位：万円

年齢	必要年金原資		必要年金原資	
	定額型		支払額2段階型（5年重点型）	
	男性	女性	男性	女性
50歳	312	351	370	410
51歳	304	344	363	403
52歳	297	337	356	395
53歳	290	329	349	388
54歳	283	322	342	380
55歳	276	314	335	373
56歳	269	307	327	365
57歳	261	299	320	358
58歳	254	291	313	350
59歳	247	284	306	342
60歳	239	276	298	335
61歳	232	268	291	327
62歳	225	260	284	319
63歳	218	252	276	311
64歳	211	244	269	303
65歳	203	236	262	295

【15年保証期間付終身年金】単位：万円

年齢	必要年金原資		必要年金原資	
	定額型		支払額2段階型（5年重点型）	
	男性	女性	男性	女性
50歳	315	353	374	411
51歳	308	345	367	404
52歳	301	338	360	397
53歳	294	331	353	390
54歳	287	324	346	382
55歳	280	316	339	375
56歳	274	309	332	368
57歳	267	301	326	360
58歳	260	294	319	353
59歳	253	286	312	345
60歳	247	279	305	338
61歳	240	271	299	330
62歳	234	264	293	323
63歳	228	257	286	315
64歳	221	249	280	308
65歳	216	242	274	301

記載の年金現価率は、幹事会社の基礎率（2024年1月1日現在の予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）に基づいた試算用のものであり、実際の年金現価率とは異なります。年金現価率は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。
 ※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

